

遠野市監査委員告示第3号

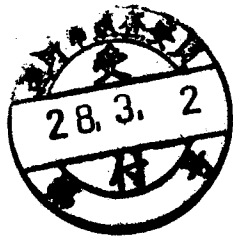
平成28年3月4日

平成27年度公の施設に係る指定管理者監査の改善意見に対する措置方針について、平成28年3月2日付け遠財第72号で回答がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該文書(写し)を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資光

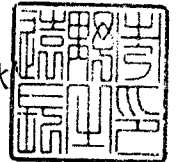
遠野市監査委員 瀧本 孝一



遠財第72号
平成28年3月2日

遠野市監査委員 様

遠野市長 本田 敏 秋



平成27年度公の施設に係る指定管理者監査の改善意見に基づき講じた措置について

標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 改善意見及び措置方針

(1) (株)遠野施設管理サービス …市民協働課

[意見・要望]

平成26年度の年度協定書の本文中に一部年度誤りがあった。また、「遠野市国体記念公園サッカー場」のように施設名称に変更があった場合や工事等で施設が長期間使用できない場合は一部変更協定締結を行うか、年度協定書付記事項として明記して協定締結を行うなど、施設管理の実態にあった協定締結が行なわれるよう検討を望む。

[措置方針]

協定書の年度誤りについては訂正処理を行った。ご意見のあった変更協定等の対応については、今後、名称等の複数年度に波及する事項は基本協定の変更により対応し、工事等による利用状況の変更など単年度の影響に係る事項については、年度協定書付記事項の協定締結により対応することとする。

なお、「遠野市国体記念公園サッカー場」の名称については、平成27年度からの協定締結で改称し対応済みである。

(2) (一社) 遠野市畜産振興公社 …畜産振興課

[意見・要望]

監査書類である事前調査書の決算状況欄が空欄で提出されるという不備や畜産振興公社決算書における指定管理料の数値確認の質問に対し、算定資料の提示に時間を要し、かつ明確な回答がなかったことから、11月25日に追加で説明を求めた。

このような状況からは畜産振興公社、担当課とも事務事業執行に対する責任感に疑問

を感じざるを得ない。

【措置方針】

指定管理料の会計処理内容の説明に時間を要したこと及び提出書類の不備については、担当課として畜産振興公社決算における指定管理料の会計処理を把握していなかったことが原因である。

監査を受ける上で、提出書類の精査及び審査項目の再確認は担当課として当然の責務であり、監査を受検する姿勢に不適切・不誠実さがあったことを深くお詫びする。

今後は、本件に限らず事務執行の状況把握や再確認を徹底する。